

地域をけん引する経営体確保対策事業費補助金 交付要綱

制 定 令和元年9月13日付け農第883号

改 訂 令和2年4月1日付け農第1988号

(趣旨)

第1条 既存産地の再生や新規産地を形成していく上で、自らが有する出荷体制や販路、技術等を、地域の農業者や農業法人に波及あるいは共有し、地域の中核となって産地化を図ることが可能な経営体“地域をけん引する経営体”が県内への参入を進めるために必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業実施主体等)

第2条 事業費補助金の事業実施主体、補助対象経費、補助率等は交付要綱別表に定めるところによる。

ただし、交付要綱別表に定める区分を超えた経費の流用は認めない。

2 算出された交付額に千円未満が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 市町村長が、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を申請する場合には、様式第1号に、様式第2号を添えて知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たっては、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額（消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明確でない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付決定内容等の変更等の申請)

第4条 市町村長が、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、様式第7号を知事に提出しなければならない。ただし、交付要綱別表に定める重要な変更以外の変更については別途指示を受けることとする。

2 市町村長が、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、様

式第8号を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第5条 市町村長が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第9号を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第6条 市町村長は、補助金の事業が完了したときは、完了した日から10日以内に様式第10号を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 市町村長は、規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には、様式第11号を知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の実績報告書を、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日まで
に知事に提出する。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした場合で、第1項の実績報告書を提出する前に、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第3条第2項ただし書により交付の申請をした場合で、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第12号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(経営状況報告)

第8条 「経営開始支援」の事業を行った事業実施主体は、事業期間を含む営業年度から起算して5年間（永年性作物等の場合は、成園化等に達する営業年度まで）、営業年度終了後3ヶ月以内に、様式第13号を、市町村を経由して知事に提出しなければならない。

(処分の制限を受ける機械及び器具)

第9条 規則第13条第1項第4号の規定に基づき知事が指定する財産は、耐用年数がある全ての機械及び器具等とする。

(帳簿等の保存)

第10条 市町村長及び事業実施主体は、補助事業を実施するに当たっては、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

2 前条に規定する財産を取得した場合は、財産管理台帳（様式第14号）を作成し、規則第13条第2項に該当する場合を除き、耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過するまでの間、出来高設計書等の関係書類と共に保管しなければならない。

（書類等の提出）

第11条 市町村長が、この要綱の規定により知事に提出する書類は、所管の隠岐支庁又は農林振興センターを経由して農業経営課へ提出する（様式第10号を除く。）。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付及び補助金交付の対象となる事業の実施に関して必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

交付要綱 別表

区分	事業種目 (補助対象経費)	交付先	事業実施主体	補助率	補助額	重要な変更	
						事業の内容の変更	経費の配分の変更
活動支援	(1) 試作研究 (2) 分析診断 (3) 事例調査 (4) 技術習得 (5) 販路開拓 (6) その他、知事が認めるもの	市町村	既に農畜産物の生産や加工等を営んでおり、島根県内で新たに農畜産物の生産を行おうとする法人（現在有する農地や設備等での規模拡大は対象外）	1/2以内	1事業当たり 1,500千円以下 (1事業当たり100千円以上)	事業種目の新設又は廃止	同一事業実施主体に係る補助金の増額又は20%を超える減額
経営開始支援	国庫補助事業で対象とならない施設・機械整備支援 (1) 簡易な基盤整備 (2) 生産等機械・施設 (3) 加工用機械・施設 (4) 雇用者の労働環境整備に係る施設 (5) その他、知事が認めるもの	市町村	「地域連携・産地づくり計画」の認定を受けた者	1/3以内	1事業当たり 10,000千円以下 (1施設等当たり100千円以上)	事業種目の新設又は廃止	同一事業実施主体に係る補助金の増額又は20%を超える減額
	早期経営安定のための人材育成支援 (1) 技術習得研修 (2) その他、早期の経営安定に資する研修として知事が認めるもの				定額		